

## 第7章 施策の展開

本計画における目標を達成するため、(1) 3Rの推進、(2) 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり、(3) 非常災害時における廃棄物処理体制の構築の3つの視点から施策を推進し、分野ごとの取組状況については、指標を定めて進捗度を評価する。

### 第1節 3Rの推進

#### 1 一般廃棄物の3R推進

##### (1) 食品廃棄物の削減

食品の適量注文や計画的購入、使い切り等の普及啓発を実施することで、食品関連事業者（製造業、卸売業、小売業、外食産業）及び一般家庭から排出される食品ロス（売れ残り、手付かず食品、食べ残し等）をはじめとする食品廃棄物の削減を目指し、事業者、府民、京都府食品ロス削減府民会議、市町村等と連携・協力した次の取組を推進する。

##### ① 生ごみ3キリ運動の府内全域での展開

京都市において実施されている「生ごみ3キリ運動」を府内全域で展開を目指して、市町村と協力した府民啓発を行う。

##### ② 飲食店・食料品販売店・宿泊施設等での取組の推進

小盛りメニューの導入等を促し、食品ロス削減に努めるよう、府内飲食店・食料品販売店・宿泊施設・その他公共施設等に対して啓発を行う。

##### ③ 市町村による食品ロス調査の実施支援

食品ロスの量を調査することにより、市町村によるより効果的な施策の実施が可能になるため、家庭から排出される食品廃棄物に含まれる食品ロスの調査を実施したことがある市町村の数を倍増させることを目指し、技術的支援を行う。

##### (2) ごみ処理有料化の推進

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、市町村に対して、一般廃棄物処理の有料化の先進事例の情報提供等を行う。

##### (3) レジ袋有料化、マイバッグ運動等の展開によるレジ袋の削減

市町村等と協力し、事業者によるレジ袋有料化の導入を促すとともに、府民に対してマイバッグ常時携帯の啓発を行う。

(4) 「京都まちの修理屋さん」事業

府内にある修理屋さんを「京都まちの修理屋さん」として登録・紹介し、モノの修理・長期使用を推奨し、廃棄物の発生抑制につなげる。

(5) 事業系一般廃棄物削減の優良事例紹介

事業者によって取り組まれている廃棄物削減優良事例を府内の他の事業者へ広げるため、ホームページにて紹介する。

(6) 雑紙のリサイクルの促進

可燃ごみとして排出されている再生利用可能な雑紙が相当量あることを踏まえ、市町村が定めるごみの分別ルールに基づいた雑紙の分別排出や集団回収の利用等を促進するため、次の取組を推進する。

① 家庭から排出される雑紙の分別推進

雑紙の分別排出の意識向上のために、市町村と連携して府民に対して啓発を行う。

② 事業所から排出される雑紙の分別推進

「事業系紙ごみ資源化ガイドブック（仮称）」を作成し、事業者による雑紙の分別排出、資源化を促進する。

(7) 廃家電等のリサイクルの促進

市町村等と協力し、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法に基づいた廃家電等の適正なりサイクルを推進する。

① 家電リサイクル法

家電4品目について、家電リサイクル法に基づき、適正にリサイクルされるように市町村等と協力して、府民への啓発等を実施する。

また、小売業者が引き取り義務を負わない家電4品目について、全市町村で回収体制が構築されることを目標に、未構築市町村へ働きかけを行う。

② 小型家電リサイクル法

小型家電リサイクル法に基づき、適正にリサイクルされるように市町村等と協力して、府民への啓発等を実施する。

また、全市町村において、小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電の回収体制が構築されることを目標に、未実施市町村へ働きかけを行う。

**(8) 容器包装のリサイクルの促進**

平成 28 年 8 月に改定した「京都府分別収集促進計画（第 8 期）」に基づき、容器包装のリサイクルを推進する。

**【京都府分別収集促進計画（第 8 期）における分別収集計画市町村数】**

項 目	市町村数
ガラスびん（無色・茶色・その他の色）	26 市町村
ペットボトル	26 市町村
プラスチック製容器	26 市町村
紙製容器	4 市町村
缶（スチール・アルミ）	26 市町村
段ボール	24 市町村
紙パック	22 市町村

**(9) バイオマスの利活用**

生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスを利用する市町村による施設・設備整備等を促進するため、技術的支援を行う。

また、有効利用されていない食品系廃棄物等から、水素生成菌を用いて、直接水素を生成し、電気エネルギーとして活用できる新たなシステム構築を目標としたバイオマス水素創生の事業化を目指す。

**(10) 府民啓発の推進**

市町村や各種団体とともに推進するクリーンリサイクル運動、環境フェスティバル等を通じて 3 R の啓発を継続し、定着を促す。

**(11) 情報の発信、環境学習の推進**

循環型社会の形成に向けた取組や廃棄物処理の現状などについて、ホームページや研修、啓発資材等により情報を広く発信するとともに、府民等の多様な環境学習の取組においても情報発信する。

**(12) 市町村との意見交換会・研修会の実施**

定期的に市町村と意見交換会を開催し、一般廃棄物の処理について、市町村の抱える課題への対応について協議するとともに、先行事例等の情報共有、法改正等についての研修会を実施する。

(13) グリーン購入ネットワークとの連携

京都グリーン購入ネットワークと連携し、グリーン購入についての情報発信や講座・研修事業・啓発活動等を積極的に展開し、府内のグリーン購入の一層の普及・拡大に努める。

また、グリーン購入法において策定することが自治体の努力義務とされているグリーン調達方針の未策定市町村については、策定を検討している市町村に対して技術的助言を行い、策定を促す。

(14) 京都府における3Rの計画的推進

京都府自身が、引き続き環境マネジメントシステムに基づくエコオフィス活動により、コピー用紙の削減、ごみの分別・削減に取り組むとともに、グリーン調達を推進する。

**【評価指標】**

〈排出抑制に関する指標〉

- ・ 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)
- ・ 1世帯1日当たりのごみ排出量 (ℓ/世帯・日)
- ・ 1人当たりのごみ処理経費 (円/人・年)
- ・ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量 (g/人・日)
- ・ グリーン調達方針策定自治体数

〈最終処分量の抑制に関する指標〉

- ・ 最終処分割合 (%)

〈事業所における3R普及状況に関する指標〉

- ・ 環境マネジメントシステムの普及状況  
(ISO14001、KES 及びエコアクション 21 の取得件数)

## 2 産業廃棄物の3R推進

### (1) 産業廃棄物税の活用

京都府産業廃棄物税（平成17年4月施行）を引き続き活用し、税の効果により、最終処分量の削減を図るとともに、税収を活用して事業者等による減量・リサイクルの取組を支援する。

### (2) 多量排出事業場等への指導

多量排出事業場等への排出抑制等の指導を強化し、産業廃棄物の発生抑制を推進する。

### (3) 一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターとの連携した取組

（一社）京都府産業廃棄物3R支援センターと連携して、次の取組を行う。

#### ① アドバイザー派遣事業

府内排出事業者からの産業廃棄物の減量・リサイクルに係る相談に対して、環境認証の審査の資格を有する者等のゼロエミッションアドバイザーを派遣し、事業者によるゼロエミッションの取組を支援する。

#### ② 産業廃棄物発生抑制等促進事業費補助事業

産業廃棄物の3Rに係る研究や技術開発などに対する支援、並びに排出事業者や処理業者による発生抑制・リサイクルを促進する施設整備に対する支援を実施する。

#### ③ 情報提供事業

リサイクル技術やリサイクル設備等を有する産業廃棄物処理業者に関する情報を相談者に無料で提供し、産業廃棄物のリサイクルを推進する。

#### ④ 3R人材育成事業

排出事業者自らが3R、適正処理を積極的に推進していけるよう、パンフレットや手引きを作成し、セミナーや講習会を開催して企業の人材育成活動の支援を行う。

#### ⑤ 再資源化製品の販路拡大等の支援

公益財団法人京都産業21や一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構、大学等と連携し、企業等が行う環境配慮製品及び産業廃棄物を利用した新たなリサイクル製品等の販路開拓に向けた取組を支援する。

**(4) 建設リサイクル法**

建設リサイクル法に基づき、定期的に建設現場をパトロールし、特定建設資材の分別とリサイクルを促進する。

**(5) 自動車リサイクル法**

自動車リサイクル法に基づく、許可及び登録制度を適正に運用し、許可業者等に対して、定期的に立入を実施し、使用済自動車のリサイクルと適正な処理を促進する。

**(6) 下水汚泥の再生利用**

府内の産業廃棄物で最も発生量の多い、下水汚泥の再生利用を促進する。

**3 次世代を担う産業廃棄物 3 R 取組の推進**

**(1) 次世代技術を用いた取組の推進**

IoT 等の次世代技術を活用し、分別やリサイクル体制をより高度化するための次の取組を実施することで、再生利用率の向上及び最終処分量の削減を推進する。

**① 事業者による分別取組の推進**

IC タグやバーコードを使用した、排出事業者による産業廃棄物の分別の取組に対して技術的支援を行い、産業廃棄物の排出量削減を目指す。

**② IoT を活用した産業廃棄物の分別・回収の効率化の推進**

採算が合わない等の理由で、少量ではリサイクルできない産業廃棄物の分別・回収に IoT の技術を導入し、処理業者が複数事業所から同種の廃棄物を効率的に収集・リサイクル可能となる仕組みを構築することで、最終処分量の削減を推進する。

**③ IoT を活用したリサイクルマネジメントシステムの構築**

排出事業者と処理業者等を通信回線でつなぎ、各事業所の排出量と各処理業者のリサイクル可能量をリアルタイムで確認・マッチングできるリサイクルマネジメントシステムを構築し、廃棄物管理の最適化を図ることで、最終処分量の削減を目指す。

**④ 建設系混合廃棄物の 3 R 技術開発の推進**

建設系混合廃棄物の分別技術の高度化を進める 3 R 技術の開発を推進し、最終処分量を削減する。

(2) 「京都府3Rカウンセラー（仮称）」制度の創設

産業廃棄物処理業者を対象に講習会を実施、講習会修了者を「京都府3Rカウンセラー」として認証し、排出事業者へのアドバイス機能を強化し、排出事業者による3Rの取組を促進する。また、「京都府3Rカウンセラー」のアドバイスを取り入れて3Rを進めた排出事業者の取組については、「パートナー認証制度（仮称）」を導入し、認証し、情報発信する。

(3) 見学ツアーやインターンによる人材育成

企業や大学生を対象に、3Rの先進事例や産業廃棄物処理の現場等の見学ツアーを実施し、企業で実践している者、次世代を担う者の人材育成の支援を行う。

また、大学生が企業で現場体験するインターン制度を推進する。

【評価指標】

〈排出抑制に関する指標〉

- ・ 多量排出事業場数

〈再生利用に関する指標〉

- ・ 多量排出事業場の資源回収量（万t）

〈最終処分抑制に関する指標〉

- ・ 産業廃棄物税徴収額（千円）

## 第2節 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり

### 1 廃棄物の適正処理

#### (1) 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物処理法等に基づく規制等を徹底し、廃棄物の適正処理を推進するため、次の取組を推進する。

##### ① 廃棄物処理に関する情報公開の促進

府民の廃棄物処理についての理解と信頼を得るため、市町村、事業者、廃棄物処理業者が行う廃棄物処理に関する情報公開を促進する。

##### ② 厳格な行政処分の実施

違法行為に対する改善命令や許可の取り消し等、厳格な行政処分を実施する。また、行政処分情報については、「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」に基づき、公表する。

#### (2) 有害廃棄物の適正処理

##### ① PCB廃棄物の適正処理の推進

府内の高濃度 PCB 廃棄物等は、平成 33 年 3 月 31 日まで、低濃度 PCB 廃棄物等は、平成 39 年 3 月 31 日までに処分しなければならない。

ただし、平成 34 年 3 月 31 日までに、高濃度 PCB 廃棄物等の処分が確実である保管事業者であって、処分が見込まれる日等を都道府県知事に届け出た者については、高濃度 PCB 廃棄物等の処分を平成 34 年 3 月 31 日まで猶予される。

本府では、平成 13 年 7 月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び国の定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、「京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「府 PCB 処理計画」という。）を策定し、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理と対策に取り組んでいる。

今後も府 PCB 処理計画に基づき、高濃度 PCB 廃棄物等、低濃度 PCB 廃棄物等の早期処理を推進する。

##### ② 水銀使用廃製品の適正処理の推進

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が、平成 27 年 6 月に公布され、水銀の使用用途等が制限されることから、水銀及び水銀使用製品が今後ますます廃棄物として処分される事態が想定される。家庭からの水銀使用廃製品の適正処理のために、市町村による分別回収体制が構築されるように、未構築市町村に対して働きかけを行うとともに、産業廃棄物に該当する水銀及び水銀使用製品については、排出事業者による適正処理が行われるよう情報提供、指導を行う。



### (3) 海岸漂着物の適正処理

海岸管理者、府、市町、地域団体、国機関と連携して海岸漂着物等の回収・処理事業を推進するとともに、海岸漂着物等の発生抑制事業として、イベントの開催等による啓発、海岸漂着物の発生源調査の実施等を推進する。

## 2 不法投棄対策の推進

### (1) 警察・市町村等との連携の強化

不法投棄等事案に対し、警察や市町村等と連携し、不法投棄等特別対策本部、不法投棄等特別対策（広域）機動班により、迅速、的確に対応する。

### (2) 早期発見・早期指導の徹底

不法投棄等の早期発見・早期指導のため、監視カメラを設置し、フリーダイヤル、メールにより通報を受け付けるとともに、土・日・祝日を含め、不法投棄等監視指導員によるパトロールを実施する。

また、人の目の届かない場所の不法投棄事案については、今後、ドローン等を活用しながら、調査・指導を実施していく。

### (3) 府民運動の展開

府民一人ひとりが地域を守るという機運を盛り上げるため、府民団体、事業者団体、行政機関からなる「不法投棄等撲滅府民会議」を中心に、「不法投棄をしない、させない、許さない」府民運動を展開する。

### (4) 「不法投棄やっつけ隊」による不法投棄の再発防止

行為者不明により撤去が進まない廃棄物について、市町村が主体となって撤去に取り組む場合において、府が調整役となり、府や市町村、地域住民、ボランティア、NPO等と「不法投棄やっつけ隊」を結成し、不法投棄された廃棄物を撤去するとともに、再発防止対策を行い、不法投棄の再発・拡大の防止を進める。

#### 【評価指標】

##### 〈適正処理推進に関する指標〉

- ・ 水銀回収体制構築市町村数
- ・ 海岸漂着物対策実施自治体数

##### 〈不法投棄等防止対策に関する指標〉

- ・ 不法投棄件数（件数）
- ・ 要監視箇所数（箇所）

### 第3節 非常災害時における廃棄物処理体制の構築

#### 1 府内の災害廃棄物処理体制の構築推進

##### (1) 災害廃棄物処理計画等の策定

災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成26年3月）を踏まえた「京都府災害廃棄物処理計画（仮称）」を平成30年度までに改訂する。

また、「市町村災害廃棄物処理計画策定ガイドライン（仮称）」を策定し、市町村の災害廃棄物処理計画策定、改訂を支援する。

##### (2) 「災害廃棄物処理連絡協議会（仮称）」の設置

府、市町村及び関係地方公共団体の組合が参加する「災害廃棄物処理連絡協議会」を設置し、平時から災害廃棄物の処理について検討を行い、非常時に迅速に対応できる体制構築を目指す。

##### (3) 「京都府災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（仮称）」の締結

災害の発生時において、府、市町村及び関係地方公共団体の組合が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施することを目的に、「京都府災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を府、市町村及び関係地方公共団体の組合との間で締結することを目指す。

##### (4) 廃棄物処理業者との協力体制の構築推進

本府では、平成15年12月に「災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る協定書」を京都府環境整備事業協同組合と締結し、また、平成17年12月に「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」を公益社団法人京都府産業廃棄物協会と締結した。災害時には、同協定により、廃棄物処理業者と協力していく。

#### 2 府域を超える災害廃棄物対策の推進

府域を超える災害廃棄物対策については、近畿ブロック協議会において、これまで検討がなされている。今後も同協議会に積極的に参加・協力し、近畿ブロックでの災害廃棄物対策を推進していく。

#### 【評価指標】

〈災害廃棄物処理体制の構築に関する指標〉

- ・ 災害廃棄物処理計画を策定している自治体等の数